

次により制限付一般競争入札を行うので、千歳市契約規則（昭和39年規則第27号）第4条の規定に基づき、公告する。

令和5年5月18日

千歳市公営企業管理者 島倉 弘行

1 入札対象工事

- (1) 工事名 : (5) 青葉丘地区下水道工事
(2) 工事場所 : 千歳市 青葉丘
(3) 工事概要 : 工事延長
・汚水管 φ800 $\Sigma L=257.59\text{m}$

管きよ内面被覆工（製管工法）
・汚水管 φ800 $\Sigma L'=254.27\text{m}$

その他

- ・換気工 一式
- ・水管工、仮設配管 一式
- ・土工、路面復旧工 一式
- ・管きよ洗浄清掃工 一式
- ・マンホール防食蓋交換 4箇所

- (4) 工期 契約締結日から令和5年12月20日まで
(5) 予定価格 100,947,000円（入札書比較価格91,770,000円）

2 入札参加資格

入札参加者希望者は特定共同企業体とし、構成員は次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 千歳市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有し、告示日における令和7年3月31日を有効期限とする千歳市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事の格付がA等級又はB等級として登録されている者。
- (2) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者（申請者と3か月以上の雇用関係があること）を工事現場に専任で配置できること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札執行日までの間に千歳市より指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受注者」という。）でないこと。
- (7) 受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (8) 代表権を有する役員が受注者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (9) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者は、同一の入札に参加申請す

ることができない。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項の更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 特定共同企業体の結成条件

特定共同企業体の結成は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 構成員の数は2者又は3者とする。ただし、前項の入札参加資格要件に規定するB等級の者のみにより結成することはできない。
- (2) 代表者は、前項の入札参加資格要件に規定するA等級の者とする。
- (3) 代表者は、平成25年度以降に当該工事と同種又は類似の工事の元請として施工実績（共同企業体による施工実績は、構成員としての出資比率が20%以上の場合のものに限る。）があること。
- (4) 各構成員は、当該工事の入札において2以上の特定共同企業体の構成員となることはできない。
- (5) 各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上とする。この場合において、代表者の出資の割合は、構成員中最大であるものとする。

4 入札参加資格審査申請

- (1) 特定共同企業体の入札参加資格審査申請は、建設工事等共同請負競争入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書（いずれも市指定様式、以下「申請書」という。）により申請すること。
- (2) 各構成員は、配置予定技術者経歴書（第5号様式）及び雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）を提出すること。
- (3) 代表者は、CORINS（工事实績情報サービス）登録時の「工事カルテ受領書」等、本工事と同種又は類似の工事の元請として施工実績を証明できるものを提出すること。

- (4) 申請書は、次のとおり受付ける。
- ・期間：公告日から令和5年5月31日（水）まで
土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで（最終日は12時まで）
 - ・場所：千歳市東雲町3丁目2番地5 千歳市水道局経営管理課総務係
- (5) 申請書等は原則、郵送により提出するものとする。
- (6) 期限までに申請書の提出のない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することができない。
- (7) 資格審査後、制限付一般競争入札参加資格証明書(第2号様式)の交付を受けること。

5 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書は、次のとおり電子閲覧に供する。
- ア 期間：入札執行日前日（休日を除く）の12時まで。
 - イ 閲覧：千歳市ホームページ内、水道・下水道の入札情報ページで電子閲覧に供する。（パスワード照会書を水道局経営管理課総務係に提出し、パスワードを同係から受け取り後、電子閲覧が可能）
- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、質疑書（第3号様式）を提出すること。
- ア 期間：令和5年6月5日（月）の12時まで
 - イ 場所：前項（入札参加資格審査申請）第4号の場所と同じ
- (3) 質疑書は原則、郵送により提出するものとする。

6 契約条項を示す場所

第4項（入札参加資格審査申請）第4号の場所と同じ

7 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和5年6月7日（水）午前10時00分
- (2) 場所：千歳市東雲町3丁目2番地5 千歳市水道局 2階経営管理課総務係

8 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し封筒に入れて、原則、郵送により提出しなければならない。
- (2) 当該入札に際しては、制限付一般競争入札参加資格証明書（第2号様式）を提示しなければ、入札に参加することができない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (4) 電送による入札は認めない。
- (5) 入札回数は、1回とする。
- (6) 入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止する。

9 最低制限価格制度

本入札は、千歳市最低制限価格制度実施要領に基づき、最低制限価格を設定する。

10 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに提出すること。

11 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

12 契約保証金

契約保証金は、免除とする。

13 契約書作成の要否

契約書の作成を必要とする。

14 支払条件等

- (1) 前金払 有 契約金額の4割以内を限度とする。
- (2) 中間前金払 有 契約金額の2割以内を限度とする。
- (3) 部分払 無

15 工事完成保証人の要否

工事完成保証人は、必要としない。

16 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者、千歳市契約規則第13条及び建設工事競争入札心得第9条に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

17 その他

- (1) 入札参加者は、千歳市契約規則、建設工事競争入札心得及びその他関係法令等を遵守すること。
- (2) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であり、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で、入札を行うこと。
- (3) 第3項（入札参加資格審査申請）第5号、第4項（設計図書の閲覧等）第3号及び第7項（入札方法等）第1号について、電送によるものは認めない。
- (4) 不明な点については、次に照会すること。

千歳市水道局経営管理課総務係 〒066-8686千歳市東雲町3丁目2番地5
電話番号：0123-24-3270（直通） FAX番号：0123-22-8810